

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年11月18日

【発行者名】 パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 キショール・マンダリア
(Kishor Mandalia, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・スクエア2、6階
(6th Floor, 2 Grand Canal Square, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー

- グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド
- グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド
- グローバル・アクセス 米国株式ファンド
- グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド
- グローバル・アクセス ジャパン・ファンド
- グローバル・アクセス アジア・パシフィック(除く日本)・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル株式ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

- GlobalAccess UK Opportunities Fund
- GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund
- GlobalAccess US Equity Fund
- GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund
- GlobalAccess Japan Fund
- GlobalAccess Asia Pacific (ex-Japan) Fund
- GlobalAccess Emerging Market Equity Fund
- GlobalAccess Global Equity Income Fund
- GlobalAccess Global Government Bond Fund
- GlobalAccess Global Corporate Bond Fund
- GlobalAccess Global High Yield Bond Fund
- GlobalAccess Emerging Market Debt Fund
- GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund
- GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド クラスB(無分配型)英ポンド建
無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000英ポンド(約75,215百万円)

グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド クラスB(無分配型)

米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス 米国株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル

建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド クラス

B(無分配型)ユーロ建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000ユーロ(約64,930百万円)

グローバル・アクセス ジャパン・ファンド クラスB(無分配型)米ド

ル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス アジア・パシフィック(除く日本)・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファン

ド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス グローバル株式ファンド クラスB(無分配型)

米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド ク

ラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレン

シー・デット・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボン

ド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約55,960百万円)

(注1) 英ポンド、米ドル、およびユーロの円貨換算は、便宜上、以下による。

1 英ポンド = 150.43円(2021年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 米ドル = 111.92円(2021年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 ユーロ = 129.86円(2021年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

(注2) 上限見込額は、便宜上、各クラスの当初発行価格に基づいて算出されている。ただし、グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・債券・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建は、2015年1月16日に10株を1株とする投資証券の併合があったため、その影響を反映している。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月30日に提出した有価証券届出書(2021年12月17日付および2022年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」という。)につきまして、本外国投資法人の投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、役員の状況、手続等、定義および別紙等が更新され、これらを反映するため、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線部は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

代表者の役職氏名： 取締役 デイビッド・トーマス・キングストン
(David Thomas Kingston, Director)

(後略)

<訂正後>

(前略)

代表者の役職氏名： 取締役 キショール・マンダリア
(Kishor Mandalia, Director)

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

一般

(中略)

- ファンドによる本投資法人の別のファンドに対する投資は、後記「(4)投資制限」に記載される規定に従う。

各ファンドの投資目的および投資方針は次のとおりである。

エクイティ・ファンズ

グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)非英国籍株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、以下「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」と題する項に定める規

定に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

当ファンドは、5～10年の期間で投資元本の成長を目指す、中程度から高いボラティリティ水準を受け入れる意思がある投資家に適している。

当ファンドの基準通貨は英ポンドであり、当ファンドは英ポンドで評価される。ただし、当ファンドは、英ポンド以外の通貨建資産に投資することができる。

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な英国株式市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について附随的に(すなわち、35%を超えない範囲で)、(規制市場において上場または取引されている)より米国の大手有力企業、非米国株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、以下「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」と題する項に定める規定に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な米国株式市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス 米国株式ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について附随的に(すなわち、35%を超えない範囲で)、(規制市場において上場または取引されている)非米国証券、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な米国株式市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド

投資目的

当ファンドは、主に、英国を除く欧州諸国の企業への投資を通じて、優れた長期的な投資元本の成長を目指す。

投資方針

(中略)

当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。ロシアの株式への投資は、ファンドの純資産価額の30%を超えない。ロシアの株式への投資は、ファンドの投資対象の中心にはならず、ファンド全体のうち一つのセクターを構成するにとどまる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な欧州株式市場(英国を除く)と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス ジャパン・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)非日本籍株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な日本株式市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス アジア・パシフィック(除く日本)・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、日本の株式および環太平洋地域外のその他の株式((規制市場において上場または取引されている)インドの株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債を含むが、これらに限られない。)に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範なアジア太平洋株式市場(日本を除く)と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)新興市場国以外の株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。

FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な新興国株式市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス グローバル株式ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の幅広い業界の企業の普通株、優先株および普通株に転換可能な証券に投資する。当ファンドは、主に、OECD加盟国等の先進市場に拠点を置き、上場または取引されている企業に投資する。当ファンドは、MSCIワールド・インデックスを超える利回りの達成を目指す。

当ファンドは、世界中の企業の普通株、優先株および普通株に転換可能な証券に資産の最低70%を投資する。当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の株式市場と比較する手段として利用する。

ボンド・ファンズ

グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されているスタンダード&プアーズおよび/またはムーディーズによる「A格以上」の信用格付けを有する確定利付社債から成るポートフォリオに投資する。当ファンドは、主に、当該証券への投資を追求する一方で、確定利付社債を含むその他の投資適格証券および附随的に(すなわち、10%を超えない範囲で)投資適格未満の証券にも割当を行うことができる。当ファンドは、満期が異なる様々な通貨建の証券を保有することができる。大半の状況において、投資運用会社および/または副投資運用会社は、ファンドの保有証券の為替エクスポージャーを基準通貨にヘッジすることを目指す(ただし、義務

ではない。)。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・トレジャリー・インデックス(トータル・リターン)の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されているスタンダード&プアーズおよび/またはムーディーズによる投資適格信用格付けを有する企業および非政府関連発行体が発行する確定利付証券に投資する。当ファンドは、主に、当該証券への投資を追求する一方で、その他の投資適格証券および附随的に(すなわち、20%を超えない範囲で)投資適格未満の証券にも割当を行うことができる。当ファンドは、満期が異なる様々な通貨建の証券を保有することができる。大半の状況において、投資運用会社および/または副投資運用会社は、ファンドの保有証券の為替エクスポージャーを基準通貨にヘッジすることを目指す(ただし、義務ではない。)。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用/直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・アグリゲイト・コーポレート・インデックス(トータル・リターン)の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

ファンドの全体的パフォーマンスは、当該参考指数から大きく乖離する可能性がある。

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の社債市場と比較する手段として利用する。

グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ICE BofAメリルリンチ米国ハイイールド・マスター・コンストレインド・インデックス（トータル・リターン）の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

（中略）

グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

投資目的

当ファンドは、主に、短期証券を中心とする様々な通貨建の世界中の確定利付証券への投資を通じて、トータル・リターンの達成を目指す。

投資方針

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されているスタンダード&プアーズおよび/またはムーディーズによる投資適格の信用格付けを有する確定利付国債および確定利付社債から成るポートフォリオに投資する。当ファンドは、これより割合は少ないが、スタンダード&プアーズおよび/またはムーディーズによる投資適格未満の信用格付けを有する確定利付証券にも投資することができる。当ファンドの短期戦略に従い、当該投資対象の平均期間は、通常、3年を超えない。

当ファンドが投資できる証券の種類は、債券および約束手形（国債、社債、仕組債（ただし、自由に譲渡可能であり、レバレッジされていないことを条件とする。）を含む。）、短期金融市場商品（政府短期証券、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形および譲渡性預金を含む。）、優先証券および転換証券を含むが、これらに限られない。

（中略）

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・トレジャリー（1 - 3年）・インデックス（トータル・リターン）の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

ファンドの全体的パフォーマンスは、当該参考指数から大きく乖離する可能性がある。

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の短期債券市場と比較する手段として利用する。

FDIへの投資

（後略）

<訂正後>

一般

（中略）

- ファンドによる本投資法人の別のファンドに対する投資は、後記「（4）投資制限」に記載される規定に従う。

サステナブル投資

投資運用会社は、直接投資対象を選定せず、その代わりに、ファンドのポートフォリオのセグメントを管理するために、スペシャリストである副投資運用会社を選定し、協力する。

下表に記載されるファンド(以下「第8条ファンド」という。)は、SFDR第8条に基づき、投資家の環境的または社会的な特性を促進することを目的とする。第8条ファンドの投資は、その環境的な特性および以下に記載される除外の適用を追求するにあたり、タクソノミー規則に規定される気候変動の緩和という環境目標に貢献することが期待される。「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」方針は、タクソノミー規則に規定される環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮する第8条ファンドの投資対象にのみ適用される。第8条ファンドの投資対象は、現在当該基準を考慮していないため、タクソノミー規則に基づく環境的に持続可能とされる適格な経済活動へ一切投資していない。

除外

投資運用会社は、除外する個別の会社を決定するにあたり、第三者ESG調査プロバイダーに依存し、副投資運用会社は、新たな除外に関して、定期的な報告を受ける。

副投資運用会社を選定するにあたり、投資運用会社は、各第8条ファンドのポートフォリオのすべての投資対象について承認された拘束力のある除外を実行する副投資運用会社の能力を考慮する。投資運用会社は、副投資運用会社による除外の遵守を監視するが、実際には、投資運用会社または副投資運用会社の統制を超える理由により、投資運用会社は、除外の遵守が常に達成されることを保証することはできない。

ファンドの既存の投資対象を除外する必要があると判断される場合、当該副投資運用会社は、概して、当該ファンドの株主の最善の利益を十分に考慮したうえで、そのポジションを清算することが可能であり、かつ実務上可能な場合には、合理的な期間内に投資対象が売却されるよう手配する。本書に開示されているように、第8条ファンドは、広範な参考指数の組入れ銘柄を有している可能性があり、適用する必要のある除外の基準は、ある時点の参考指数の構成銘柄および当該参考指数以外への投資に適用される柔軟性の程度によって変動する。

関連する副投資運用会社（またはその委任先）は、投資対象証券の選択にあたって、企業の優れたガバナンス基準を考慮することが求められる。投資運用会社は、第三者データプロバイダーを利用して、優れたガバナンス基準に違反しているとみなされる企業を特定する。優れたガバナンス基準を満たす企業のみが、第8条ファンドの投資対象として適格である。ガバナンスが不十分である既存の投資先企業については、エンゲージメントおよびエスカレーションの枠組みが設定されており、許容可能な期間内に違反を是正するよう努める。

現在の除外

本書の日付現在、以下の除外が適用される。

第8条ファンド	現在の除外
グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド	以下のものから何らかの収益を得る発行体： —
グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド	・非人道的兵器（クラスター爆弾、生物化学兵器、地雷、劣化ウラン弾、白リン弾を含む。）
グローバル・アクセス 米国株式ファンド	—
グローバル・アクセス 欧州（除く英国）・アルファ・ファンド	以下のものから収益の10%以上を得る発行体： —
グローバル・アクセス ジャパン・ファンド	—
グローバル・アクセス アジア・パシフィック（除く日本）・ファンド	・化石燃料：石炭の生成、採掘または販売、北極圏における石油およびガスの生産、フラッキングまたはオイルサンドの生産
グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド	・核兵器または核兵器専用に製造される部品の生産
グローバル・アクセス グローバル株式ファンド	・たばこの製造、販売および/または小売
グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	・賭博事業、賭博商品または賭博事業の主要製品の提供
	・成人向け娯楽の制作、販売および/または小売

特定のファンドについては、地域市場または規制要件を満たすため、または対象投資家の特定のニー
ズまたは信条を満たすため、特定の除外が必要となる場合がある。追加または異なる除外がファンドに
適用される場合、当該ファンドの投資方針に概説される。

各ファンドの投資目的および投資方針は次のとおりである。

エクイティー・ファンズ

グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)非英国籍株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指してい
る。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の
収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性
は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への
関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポー
トフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、そ
の環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細について
は、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、以下「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」と題する項に定める規定に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

当ファンドは、5~10年の期間で投資元本の成長および収益を目指す、中程度から高いボラティリティ水準を受け入れる意思がある投資家に適している。

当ファンドの基準通貨は英ポンドであり、当ファンドは英ポンドで評価される。ただし、当ファンドは、英ポンド以外の通貨建資産に投資することができる。

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な英国株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について附随的に(すなわち、35%を超えない範囲で)、(規制市場において上場または取引されている)より米国の大手有力企業、非米国株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債

務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、以下「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」と題する項に定める規定に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な米国株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス 米国株式ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について附随的に(すなわち、35%を超えない範囲で)、(規制市場において上場または取引されている)非米国証券、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイル

ランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な米国株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド

投資目的

当ファンドは、主に、英国を除く欧州諸国の企業への投資を通じて、長期的な投資元本の成長を目指す。

投資方針

(中略)

当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な欧州株式市場(英国を除く)と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス ジャパン・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)非日本籍株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができ

る。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な日本株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス アジア・パシフィック (除く日本) ・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、日本の株式および環太平洋地域外のその他の株式((規制市場において上場または取引されている)インドの株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債を含むが、これらに限られない。)に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイル

ランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範なアジア太平洋株式市場(日本を除く)と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド

(中略)

当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)新興市場国以外の株式、投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な新興国株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス グローバル株式ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の幅広い業界の企業の普通株、優先株および普通株に転換可能な証券に投資する。当ファンドは、主に、OECD加盟国等の先進市場に拠点を置き、上場または取引されている企業に投資する。

当ファンドは、世界中の企業の普通株、優先株および普通株に転換可能な証券に資産の最低70%を投資する。当ファンドは、残りの資産について(附随的に)、(規制市場において上場または取引されている)投資適格確定利付国債、投資適格確定利付社債および転換社債に投資することができる。転換社債は、発行体の株式に転換可能な債務証券である。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、FDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。FDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物および先渡し等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができる。

(中略)

ベンチマークの使用

(中略)

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の株式市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

ボンド・ファンズ

グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されている各国政府およびその格付機関が発行する投資適格の確定利付社債から成るポートフォリオに投資する。当ファンドは、主に、当該証券への投資を追求する一方で、確定利付社債を含むその他の投資適格証券および附随的に(すなわち、10%を超えない範囲で)投資適格未満の証券にも割当を行うことができる。当ファンドは、満期が異なる様々な通貨建の証券を保有することができる。大半の状況において、投資運用会社および/または副投資運用会社は、ファンドの保有証券の為替エクスポージャーを基準通貨にヘッジすることを目指す(ただし、義務ではない)。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ブルームバーグ・グローバル・トレジャリー・インデックス(トータル・リターン)の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補とし

て検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されている企業および非政府関連発行体が発行する投資適格の確定利付証券に投資する。当ファンドは、主に、当該証券への投資を追求する一方で、その他の投資適格証券および附随的に(すなわち、20%を超えない範囲で)投資適格未満の証券にも割当を行うことができる。当ファンドは、満期が異なる様々な通貨建の証券を保有することができる。大半の状況において、投資運用会社および/または副投資運用会社は、ファンドの保有証券の為替エクスポージャーを基準通貨にヘッジすることを目指す(ただし、義務ではない。)。当ファンドは、純資産価額の10%を上限として、後記「(4)投資制限」に記載される他の集団投資事業に投資することもできる。

当ファンドは、SFDR第8条の意味における環境的および社会的な特性を促進することを目指している。

SFDR第8条の意味における当ファンドの環境的な特性は、化石燃料、石油またはガスから10%以上の収益を得る発行体への投資を避けることである。SFDR第8条の意味における当ファンドの社会的な特性は、非人道的兵器から何らかの収益を得る発行体および核兵器、たばこ、賭博または成人向け娯楽への関与から収益の10%以上を得る発行体への投資を避けることである。当ファンドは、当ファンドのポートフォリオに含まれるすべての投資対象について、上記の拘束力のある除外を適用することにより、その環境的および社会的な特性を達成することを目指している。適用される除外に関する詳細については、上記「除外」および「現在の除外」を参照のこと。

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲイト・コーポレート・インデックス(トータル・リターン)の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

ファンドの全体的パフォーマンスは、当該参考指数から大きく乖離する可能性がある。

また、当該参考指数は、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の社債市場と比較する手段として利用する。

参考指数は、SFDR第8条の目的で参考ベンチマークに指定されていない。

グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

(中略)

ベンチマークの使用

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。このプロセスにおいて、投資運用会社は、ICE BofAメリルリンチ米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス(トータル・リターン)の組入れ銘柄を広範に、ファンドの投資対象候補として検討する。ただしファンドは、高い柔軟性を維持し、当該参考指数の構成銘柄数より大幅に少ない銘柄数での投資をすることができ、当該参考指数とは異なるセクターおよび構成国の比率での投資を行うことができる。ファンドはまた、当該参考指数の構成銘柄以外の銘柄に投資することができる。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

投資目的

当ファンドは、主に、短期証券を中心とする様々な通貨建の世界中の確定利付証券への投資を通じて、トータル・リターンの達成を目指す。

投資方針

当ファンドは、アクティブ運用型である。当ファンドは、主に、世界中の規制市場において上場または取引されている投資適格の格付けを有し、かつ、当ファンドの投資方針に従う確定利付国債、確定利付社債および証券化された証券(すなわち、不動産担保証券(MBS)および資産担保証券(ABS))から成るポートフォリオに投資する。

当ファンドは、主に、先進国市場の発行体の証券に投資するが、新興市場に所在する発行体の証券に投資することもできる。

当ファンドは、通常純資産価額の30%を超えないように、投資適格未満の信用格付けを有する確定利付証券にも投資することができる。

当ファンドの短期戦略に従い、当ファンドの平均期間は、通常、3年を超えない。当ファンドは、最長期間が10年の個別証券に投資する柔軟性を有する。純資産価額の70%以上は、期間が5年未満の証券に投資される。

当ファンドが投資できる証券の種類は、債券および約束手形(国債、社債、仕組債(ただし、自由に譲渡可能であり、レバレッジされていないことを条件とする。))を含む。)、短期金融市場商品(政府短期証券、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形および譲渡性預金を含む。)、優先証券および転換証券を含むが、これらに限られない。

(中略)

ベンチマークの使用

当ファンドは、担保付翌日物調達金利(以下「SOFR」という。)に1%を加えた金利(以下、本「ベンチマークの使用」において「ベンチマーク」という。)に照らしてパフォーマンスを測定する。ただし、英ポンド建の証券クラスのパフォーマンスは、ポンド翌日物平均金利(以下「SONIA」という。)に1%を加えた金利に照らして測定され、ユーロ建の証券クラスのパフォーマンスは、ユーロ短期金利(以下「€STR」という。)に1%を加えた金利に照らして測定される。当ファンドは、パフォーマンスを比較する目的でベンチマークを使用するという事実により、ベンチマークを参照するアクティブ運用型とみなされる。ベンチマークは、当ファンドのポートフォリオ構成を決定するために、または、パフォーマンス目標として使用されない。

投資運用会社は、資産を一または複数の副投資運用会社に配分してファンドのポートフォリオを構築する裁量権を有する。

ベンチマークは、投資運用会社が副投資運用会社のパフォーマンスおよびファンド全体の推移を監視し、広範な世界の短期債券市場と比較する手段として利用する。

FDIへの投資

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

一般

(中略)

ファンド証券は、いかなる時も、米国において、米国人に対して、米国人の勘定でまたは米国人の利益のために募集、売却、譲渡または交付することはできない。本制限の違反となる発行、売却または譲渡は本投資法人を拘束するものではなく、米国法の違反となる可能性がある。

(中略)

回収口座リスク

(中略)

ファンドによる買戻金(および配当(もしあれば))の支払は、管理事務代行会社による申込書類の原本の受領およびすべてのマネーロンダリング防止手続の遵守を条件とする。したがって、当該金額を受領する権利を有する投資主に対する買戻金または配当金の支払は、管理事務代行会社が満足するとおりに上記の要件を遵守するまでの間、停止される。買戻金および配当の金額は、停止された買戻金または配当の金額を含め、関連する投資家または投資主に対して支払われるまでの間、アンブレラ現金回収口座において保有される。当該金額がアンブレラ現金回収口座において保有されている限り、ファンドから当該支払を受領する権利を有する投資家/投資主は、当該金額に関して本投資法人の無担保債権者となり、当該金額における持分に関して、かつ、その範囲において、当該ファンドの純資産価額の値上がりまたはその他の投資主の権利(追加の配当の受領権を含む。)の利益を享受しない。買戻しを行う投資主は、関連する買戻日以降、買戻しを行うファンド証券に関して投資主ではなくなる。当該ファンドまたは本投資法人が支払不能に陥った場合、当該ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有するという保証はない。したがって、買戻しを行う投資主および配当を受領する権利を有する投資主は、自己の口座において当該支払を受領するために要求される未提出の文書および/または情報を速やかに管理事務代行会社に対して提供することを確実にすべきである。これを行わない場合、当該投資主がリスクを負担する。

(中略)

MiFID 2

MiFID 2により、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社に新たな法令上の義務が生じる。これらの法令上の義務は、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社、管理会社、本投資法人ならびに/またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性がある。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当ある場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス(以下「DMA」という。)サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものである。

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

一般

(中略)

ファンド証券は、いかなる時も、米国において、米国人に対して、米国人の勘定でまたは米国人の利益のために募集、売却、譲渡または交付することはできない。本制限の違反となる発行、売却または譲渡は本投資法人を拘束するものではなく、当初から無効であり、米国の違反となる可能性がある。

(中略)

回収口座リスク

(中略)

ファンドによる買戻金(および配当(もしあれば))の支払は、管理事務代行会社による署名された申込書類の受領およびすべてのマネーロンダリング防止手続の遵守を条件とする。したがって、当該金額を受領する権利を有する投資主に対する買戻金または配当金の支払は、管理事務代行会社が満足するおりに上記の要件を遵守するまでの間、停止される。買戻金および配当の金額は、停止された買戻金または配当の金額を含め、関連する投資家または投資主に対して支払われるまでの間、アンブレラ現金回収口座において保有される。当該金額がアンブレラ現金回収口座において保有されている限り、ファンドから当該支払を受領する権利を有する投資家/投資主は、当該金額に関して本投資法人の無担保債権者となり、当該金額における持分に関して、かつ、その範囲において、当該ファンドの純資産価額の値上がりまたはその他の投資主の権利(追加の配当の受領権を含む。)の利益を享受しない。買戻しを行う投資主は、関連する買戻日以降、買戻しを行うファンド証券に関して投資主ではなくなる。当該ファンドまたは本投資法人が支払不能に陥った場合、当該ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有するという保証はない。したがって、買戻しを行う投資主および配当を受領する権利を有する投資主は、自己の口座において当該支払を受領するために要求される未提出の文書および/または情報を速やかに管理事務代行会社に対して提供することを確実にするべきである。これを行わない場合、当該投資主がリスクを負担する。

(中略)

MiFID 2

MiFID 2により、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社に法令上の義務が生じる。これらの法令上の義務は、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社、管理会社、本投資法人ならびに/またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性がある。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当する場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス(以下「DMA」という。)サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものである。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

運営費用

(中略)

- (×) 英文目論見書、重要投資家情報書類および英文目論見書補遺、報告書、決算書ならびに説明書の作成、印刷および配布に係る経費
- () 必要な翻訳料
- () 英文目論見書、重要投資家情報書類もしくは英文目論見書補遺(該当する場合)の定期的な更新または法律の変更もしくは新たな法律の導入の結果として負担される経費(法的拘束力を有するか否かを問わず、適用される規約の遵守の結果として負担される経費を含む。)

(後略)

<訂正後>

(前略)

運営費用

(中略)

(×) 英文目論見書、重要情報書類および英文目論見書補遺、報告書、決算書ならびに説明書の作成、印刷および配布に係る経費

() 必要な翻訳料

() 英文目論見書、重要情報書類もしくは英文目論見書補遺(該当する場合)の定期的な更新または法律の変更もしくは新たな法律の導入の結果として負担される経費(法的拘束力を有するか否かを問わず、適用される規約の遵守の結果として負担される経費を含む。)

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

本投資法人

本投資法人はアイルランドで設立されているため、本投資法人は課税目的上アイルランドの居住者であるものとみなされ、それ以外の国の居住者であるとはみなされない。本投資法人が課税目的上アイルランド居住者であることが確保されるように本投資法人の事業を遂行することが取締役会の意図である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本投資法人

本投資法人はアイルランドで設立されているため、二重課税防止条約の下では本投資法人は課税目的上アイルランドの居住者であるものとみなされ、それ以外の国の居住者であるとはみなされない。本投資法人が課税目的上アイルランド居住者であることが確保されるように本投資法人の事業を遂行することが取締役会の意図である。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2021年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資法人株数
ヒュー・ポール・ショブリン (Hugh Paul Shovlin)	非業務執行取締役 会長 (chairman and non-executive director) (アイルランド籍)	多数のアイルランド企業の取締役であり、アイルランド国立図書館会長(現職)	0株
デイビッド・キングストン (David Kingston)	非業務執行取締役 (Non-executive director) (アイルランド籍)	Acuvest Investment Advisersの業務執行取締役会長およびアイルランド・英国の多数の金融サービス会社の非業務執行取締役	0株
ショーン・ブレイク (Sean Blake)	非業務執行取締役 (Non-executive director) (アイルランド籍)	金融業界において有数の経歴を持つ専門家	0株
キショール・マンダリア (Kishor Mandalia)	非業務執行取締役 (Non-executive director) (英国籍)	金融業界において有数の経歴を持つ専門家であり、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド役員	0株

<訂正後>

(2022年9月30日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資法人株数
ヒュー・ポール・ショブリン (Hugh Paul Shovlin)	非業務執行取締役 会長 (chairman and non-executive director) (アイルランド籍)	多数のアイルランド企業の取締役であり、アイルランド国立図書館会長(現職)	0株
ダミアン・ネイリン (Damian Neylin)	非業務執行取締役 (Non-executive director)	2022年9月22日取締役就任 資産運用および投資ファンド業界で20年以上の経験を持ち、フランスおよび英国がスポンサーとなっている多数の管理会社の会長および独立取締役	0株
エイミア・コーウェイ (Eimear Cowhey)	非業務執行取締役 (Non-executive director)	2022年9月22日取締役就任 独立非業務執行取締役として16年の経験があり、アイルランド、ルクセンブルグおよび英国に本拠地を置く多数の管理会社および投資ファンドの会長および独立取締役(現職)	0株

キショール・マンダリア (Kishor Mandalia)	非業務執行取締役 (Non-executive director) (英国籍)	金融業界において有数の経歴を持つ 専門家であり、パークレイズ・イン ベストメント・ソリューションズ・ リミテッド役員	0株
----------------------------------	--	---	----

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

() 海外における販売手続等

(中略)

申込書

すべての申込者は、ファンドに関して取締役会が指定する申込書(以下「申込書」という。)への記入を完了(または取締役会により承認される条件に基づき記入の完了を手配)しなければならない。申込書は、英文目論見書に添付され、申込金の送付方法および送付先を定める。申込書は、(本投資法人により決定される場合を除き、)撤回不能である。署名済みの申込書の原本は、(すべての関連する付属書類と共に)管理事務代行会社によって受領されなければならない。また、ファンド証券の申込みを行う前に、すべての必要なマネーロンダリング防止チェックが完了されなければならない。申込書は、口座開設手続を迅速化するために、ファックスその他管理事務代行会社が承認した電子的手段によって同時に提出することもできる。申込書の原本および関連する付属書類が提出されない場合は、ファンド証券の申込みは拒否され、受領済みの申込金またはその残高は、適用ある法律に従い、申込金の支払いが行われた口座への電子送金により、投資家のリスク負担により返還される(利息、費用または補償を支払うことなく、ただし銀行手数料等の費用(該当する場合は)は差し引かれる。)

(後略)

<訂正後>

() 海外における販売手続等

(中略)

申込書

すべての申込者は、ファンドに関して取締役会が指定する申込書(以下「申込書」という。)への記入を完了(または取締役会により承認される条件に基づき記入の完了を手配)しなければならない。申込書は、英文目論見書に添付され、申込金の送付方法および送付先を定める。申込書は、(本投資法人により決定される場合を除き、)撤回不能である。署名済みの申込書は、(すべての関連する付属書類と共に)管理事務代行会社によって受領されなければならない。また、ファンド証券の申込みを行う前に、すべての必要なマネーロンダリング防止チェックが完了されなければならない。申込書は、口座開設手続を迅速化するために、管理事務代行会社が承認した電子的手段によって提出することもできる。署名済みの申込書および関連する付属書類が提出されない場合は、ファンド証券の申込みは拒否され、受領済みの申込金またはその残高は、適用ある法律に従い、申込金の支払いが行われた口座への電子送金により、投資家のリスク負担により返還される(利息、費用または補償を支払うことなく、ただし銀行手数料等の費用(該当する場合は)は差し引かれる。)

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

() 海外における買戻し手続等

(中略)

買戻請求書

(中略)

買戻請求は、決済資金、申込書の原本および記入済みの書類(マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の手続のために要求されるあらゆる書類を含む。)が当初の申込時から用意されている場合にのみ受諾される。

(中略)

支払方法

買戻金の支払は、投資主のリスクおよび費用負担により、申込書に記載されるかまたは後日書面の原本により管理事務代行会社に通知される銀行口座への電信送金により行われる。その他の支払方法(正貨による支払等)は、管理事務代行会社の同意と共に投資運用会社の事前の承認が必要となる。

(後略)

< 訂正後 >

() 海外における買戻し手続等

(中略)

買戻請求書

(中略)

買戻請求は、決済資金、署名済みの申込書および記入済みの書類(マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の手続のために要求されるあらゆる書類を含む。)が当初の申込時から用意されている場合にのみ受諾される。

(中略)

支払方法

買戻金の支払は、投資主のリスクおよび費用負担により、申込書に記載されるかまたは後日書面により管理事務代行会社に通知される銀行口座への電信送金により行われる。その他の支払方法(正貨による支払等)は、管理事務代行会社の同意と共に投資運用会社の事前の承認が必要となる。

(後略)

別紙A：定義

<訂正前>

(前略)

「公租公課」 ファンドに関するすべての印紙税およびその他の租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、銀行手数料、利息、保管銀行または副保管銀行に係る（売買に関する）手数料、譲渡手数料、登録手数料およびその他の税金、費用および手数料（当該ファンドの資産の当初の取得、その増減またはファンド証券の設定、発行、販売、転換もしくは買戻しまたは投資対象の売買に関連するかを問わない。）（ファンド証券の売買に関して代理人に支払う手数料または当該ファンドのファンド証券の純資産価格の確定の際に考慮された可能性のある手数料、税金、課徴金または経費は含まないものとする。）

「環太平洋新興国」 本書の日付現在、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、中国、韓国および台湾

「欧州諸国」 本書の目的上、EU加盟国、欧州新興国、ノルウェーおよびスイス

「欧州新興国」 本書の目的上、ロシアおよびトルコ

「新興市場国」 世界銀行およびその関連機関により証券購入時において「低」または「中」所得であると分類される国。本書の目的上、本用語は、ラテンアメリカ、アフリカおよび中東の国々ならびに環太平洋新興国および欧州新興国として定義される国も含むものとする。

「EEA」 欧州経済領域（本書の日付現在、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェー）

(中略)

「ユーロ」 ユーロ導入に関する1998年5月3日付理事会規則（EC）744/98号に言及される単一の欧州通貨単位

「FDI」 金融派生商品

(中略)

「重要投資家情報書類」 ファンドまたはファンド証券クラスに関する重要投資家情報書類

(中略)

「環太平洋地域」 本書の日付現在、オーストラリア、香港、シンガポール、ニュージーランド、日本および環太平洋新興国として定義される国

(中略)

「SFDR」 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州議会および欧州理事会の2019年11月27日付規則（EU）No.2019 / 2088（変更または更新されることがある。）

「証券金融取引」または「SFT」 SFTRにおいて定義される（a）レポ取引、（b）証券貸付および証券借入れ、（c）買い現先取引または売り現先取引、（d）マージン貸付取引

(中略)

「英ポンド」 英国の法定通貨

「アイルランド証券取引所」 ユーロネクスト・ダブリンとして取引を行うアイルランド証券取引所

(後略)

<訂正後>

(前略)

「公租公課」	ファンドに関するすべての印紙税およびその他の租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、銀行手数料、利息、保管銀行または副保管銀行に係る(売買に関する)手数料、譲渡手数料、登録手数料およびその他の税金、費用および手数料(当該ファンドの資産の当初の取得、その増減またはファンド証券の設定、発行、販売、転換もしくは買戻しまたは投資対象の売買に関連するかを問わない。)(ファンド証券の売買に関して代理人に支払う手数料または当該ファンドのファンド証券の純資産価格の確定の際に考慮された可能性のある手数料、税金、課徴金または経費は含まないものとする。)
「欧州諸国」	本書の目的上、EU加盟国、 <u>ロシア</u> 、 <u>トルコ</u> 、 <u>ノルウェー</u> および <u>スイス</u>
「新興市場国」	<u>新興経済および開発途上経済に関する国際通貨基金のリストに含まれる国</u> 、 <u>世界銀行により低所得経済、低中所得経済または高中所得経済とみなされる国または新興市場指数に含まれる国</u>
「 <u>新興市場指数</u> 」	<u>JP モルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス</u> 、 <u>JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス</u> および <u>MSCIエマージング・マーケット・インデックスのグループの関連する指数</u>
「EEA」	欧州経済領域(本書の日付現在、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェー)
	(中略)
「ユーロ」	ユーロ導入に関する1998年5月3日付理事会規則(EC)744/98号に言及される単一の欧州通貨単位
「 <u>ユーロ短期金利</u> 」または	<u>銀行がユーロ市場で無担保取引のために支払う翌日物金利</u>
「 <u>€STR</u> 」	
「FDI」	金融派生商品
	(中略)
「重要情報書類」	ファンドまたはファンド証券クラスに関する重要投資家情報書類
	(中略)
「環太平洋地域」	<u>MSCI AC アジア太平洋(除く日本)・インデックスに含まれる国</u>
	(中略)
「SFDR」	金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州議会および欧州理事会の2019年11月27日付規則(EU)No.2019/2088(変更または更新されることがある。)
「 <u>担保付翌日物調達金利</u> 」	<u>担保付きのインターバンク翌日物金利</u>
または「 <u>SOFR</u> 」	
「証券金融取引」または	SFTRにおいて定義される(a)レポ取引、(b)証券貸付および証券借
「SFT」	入れ、(c)買い現先取引または売り現先取引、(d)マージン貸付取引
	(中略)
「英ポンド」	英国の法定通貨
「 <u>ポンド翌日物平均金利</u> 」	<u>銀行がポンド市場で無担保取引のために支払う翌日物金利</u>
または「 <u>SONIA</u> 」	

「タクソノミー規則」 持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日
付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852ならびに改正規則
(EU)2019/2088

「アイルランド証券取引 ユーロネクスト・ダブリンとして取引を行うアイルランド証券取引所
所」

(後略)

別紙

証券取引所および規制市場

<訂正前>

(前略)

4. 以下の証券取引所

アルゼンチンでは	the Buenos Aires Stock Exchange (ブエノス・アイレス証券取引所) Mercado Abierto Electronico S.A. Mercado De Valores De Buenos Aires S.A.
オーストラリアでは	the Australian Securities Exchange all markets (オーストラリア証券取引所)
ブラジルでは	Bolsa De Sao Paulo (サンパウロ証券取引所)
(中略)	
香港では	the Hong Kong Stock Exchange (香港証券取引所) Hong Kong Exchange Shenzhen Northbound Connect Hong Kong Exchange Shanghai Northbound Connect
ガーンジーでは	the Channel Islands Stock Exchange (チャネル諸島証券取引所) -
インドでは	the National Stock Exchange of India (インド国立証券取引所) BSE LTD (The Bombay Stock Exchange) (ボンベイ証券取引所)
(中略)	
日本では	Tokyo Stock Exchange - 1 st and 2 nd section (東京証券取引所 - 第一部、第二部) Osaka Exchange (大阪取引所) Tokyo Stock Exchange - JASDAQ NAGOYA Stock Exchange Sapporo Securities Exchange (札幌証券取引所)
韓国では	the Korea Exchange - Stock Market (韓国取引所 - 株式市場) the Korea Exchange - KOSDAQ (韓国取引所 - コスダック)
(中略)	

マレーシアでは	<u>the Bursa Malaysia Stock Exchange</u> (マレーシア証券取引所)
(中略)	
ニュージーランドでは	<u>the New Zealand Stock Exchange</u> (ニュージーランド証券取引所)
(中略)	
カタールでは	<u>the Qatar Stock Exchange</u> (カタール証券取引所)
ロシアでは	<u>Moscow Stock Exchange</u> (モスクワ証券取引所) -
サウジアラビアでは	<u>Saudi Stock Exchange (Tadawul)</u> (サウジアラビア証券取引所)
シンガポールでは	<u>the Singapore Exchange</u> (シンガポール証券取引所)
(中略)	
台湾では	<u>the Taiwan Stock Exchange</u> (台湾証券取引所) <u>the Taipei Exchange</u> (台北証券取引所)
(中略)	
トルコでは	<u>the Istanbul Stock Exchange</u> (イスタンブール証券取引所)
(中略)	
英国では	<u>LSE - Alternative Investment Market</u> (ロンドン証券取引所 - オルタナティブ投資市場)
米国では	<u>NYSE MKT LLC</u> <u>Chicago Stock Exchange</u> (シカゴ証券取引所) <u>NASDAQ - All Markets</u> (ナスダック - 全市場) <u>NASDAQ/NMS (Global Market)</u> (ナスダック/NMS (グローバル市場)) <u>NASDAQ CAPITAL MARKET</u> (ナスダック - 資本市場)

5. 以下のデリバティブ市場:

(後略)

<訂正後>

(前略)

4. 以下の証券取引所

アルゼンチンでは	<u>Bolsas y Mercados Argentinos SA (BYMA)</u> <u>Mercado Abierto Electronica SA</u>
----------	--

オーストラリアでは	the Australian Securities Exchange all markets (オーストラリア証券取引所全市場)
ブラジルでは	B3 S.A (サンパウロ証券・商品・先物取引所)
(中略)	
香港では	Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd (香港証券取引所) Hong Kong Exchange Shenzhen Northbound Connect Hong Kong Exchange Shanghai Northbound Connect
インドでは	the NSE Ltd (インド国立証券取引所) the BSE Ltd (ボンベイ証券取引所)
(中略)	
日本では	Tokyo Stock Exchange (東京証券取引所) Osaka Exchange (大阪取引所) Nagoya Stock Exchange (名古屋証券取引所) Sapporo Securities Exchange (札幌証券取引所)
韓国では	Korea Exchange (KRX) (韓国取引所)
(中略)	
マレーシアでは	Bursa Malaysia (マレーシア証券取引所)
(中略)	
ニュージーランドでは	NZX Limited (ニュージーランド証券取引所)
(中略)	
カタールでは	the Qatar Stock Exchange (カタール証券取引所)
サウジアラビアでは	Saudi Stock Exchange (Tadawul) (サウジアラビア証券取引所)
シンガポールでは	the Singapore Exchange (シンガポール取引所)
(中略)	
台湾では	the Taiwan Stock Exchange (台湾証券取引所) the Taipei Exchange (タイペイエクスチェンジ)
(中略)	
トルコでは	the Borsa Istanbul (イスタンブール証券取引所)
(中略)	

英国では	<u>LSE (ロンドン証券取引所)</u> <u>LSE AIM (ロンドン証券取引所 - AIM)</u>
米国では	<u>NYSE (ニューヨーク証券取引所)</u> <u>NYSE American (NYSEアメリカン)</u> <u>NYSE Chicago (NYSEシカゴ)</u> <u>NASDAQ (All Markets) (ナスダック - 全市場)</u>
ベトナムでは	<u>Ho Chi Minh Stock Exchange (ホーチミン証券取引所)</u>

5. 以下のデリバティブ市場:

(後略)

別紙

指数に関する免責事項

<訂正前>

ブルームバーグの免責事項

出所：ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッド、ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関連会社（以下「ブルームバーグ」と総称する。）の商標およびサービスマークである。パークレイズは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（その関連会社と併せて、以下「パークレイズ」と総称する。）の商標およびサービスマークであり、使用許諾の下に使用されている。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサー（パークレイズを含む。）は、ブルームバーグ・パークレイズ指数におけるすべての財産権を有する。ブルームバーグおよびパークレイズのいずれも、本資料を承認もしくは是認せず、本書の情報の正確性もしくは完全性を保証せず、または、本書から得られる結果に関して明示もしくは黙示の保証を行わず、また、法律によって認められる最大の範囲で、本書に関して生じる被害または損害に一切の責任を負わないものとする。

（後略）

<訂正後>

ブルームバーグの免責事項

出所：ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッド、ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関連会社（以下「ブルームバーグ」と総称する。）の商標およびサービスマークであり、使用許諾の下に使用されている。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ指数におけるすべての財産権を有する。ブルームバーグは、本資料を承認もしくは是認せず、本書の情報の正確性もしくは完全性を保証せず、または、本書から得られる結果に関して明示もしくは黙示の保証を行わず、また、法律によって認められる最大の範囲で、本書に関して生じる被害または損害に一切の責任を負わないものとする。

（後略）